

低所得の子育て
世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

食費などの物価高騰の影響を受け、家計が悪化している低所得の子育て世帯を支援するために、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)が支給されます。

☎ こども未来課 子育て支援係
☎ 286 - 3117

支給対象者

次の①～③のいずれかに該当する人。

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者、4月分の新規児童扶養手当受給者(5月31日振り込み済)
- ②公的年金などを受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る場合に限りです。
- ③食費などの物価高騰の影響を受け家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人
※同給付金(その他世帯分)を受け取った人は対象外です。

給付額

児童1人当たり一律5万円

注意

ATM(現金自動預払機)の操作のお願いや、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

申請手続き

支給対象者①に該当する人

申請する必要はありません。5月31日、児童扶養手当の支給を受けた口座に、県から振り込まれています。

支給対象者②か③に該当する人

申請手続きが必要です。次の書類をそろえて、こども未来課(役場1階8番窓口)に申請してください。

必要書類

- ・申請書(こども未来課窓口か町ホームページで入手できます)
- ・戸籍謄本(児童扶養手当の受給資格者で全額支給停止中の人は不要)
- ・通帳かキャッシュカードの写し
- ・申請者の本人確認書類(運転免許証など)の写し
- ・【②に該当する人のみ】令和3年1月～12月の申請者本人の収入(所得)額の分かる書類(課税証明書、年金決定通知書、年金額改定通知書など)
※申請者と生計を同じくする扶養義務者(配偶者・父母など)に収入(所得)がある場合、その人の分も必要です。
- ・【③に該当する人のみ】令和5年1月以降、食費などの物価高騰の影響で家計が急変したことが確認できる、任意の月の収入(所得)額の分かる書類(給与明細書など)
※申請者と生計を同じくする扶養義務者(配偶者・父母など)に収入(所得)がある場合、その人の分も必要です。
- ・その他、追加書類(申請者の状況で必要となる場合があります)

申請期限

令和6年2月29日(木)

※不備があった場合、期限までに必要書類をそろえ提出しないと、受け付けできませんのでご注意ください。

7月は国民年金保険料免除の更新月

現在、令和5年度分(令和5年7月～令和6年6月分)の国民年金保険料の免除申請を受け付けています。また、過年度分も随時受け付けています。

☎ 健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113
熊本東年金事務所 ☎ 367 - 8144

必要なもの

- ・退職による特例免除希望の場合、公的機関が発行した離職証明書(離職票や雇用保険受給資格者証など)
- ・来庁者の本人確認書類(運転免許証など)